

本院MR訪問規定を下記のように定める。

☆下記事項を厳守すること。

★下記事項において、ルール違反、諸問題を起こしたMRおよび所属会社MR全員の一切の訪問を禁止する。

1. 医局訪問時間は16:30より可能とし、18:30までとする。訪問場所は医局談話室等に限り許可する。
訪問は1日8社までとし、各社1週間に1回のみとする。
医局内への無断立ち入りは禁止する。
※待機場所：右地図参照のこと。(薬剤部内掲示あり)
※但し、医師の許可があった場合は、その限りではない。
アポイント訪問を心がけること。
※1日8社については、事前の特定日に該当月分の受付をおこなう。
2. 訪問時には、医薬情報担当者訪問管理システムで入室チェックを済ませた後、訪問バッチをつけて院内に入室すること。(バッチ数は8個、紛失した場合、数あわせはしない。)
※訪問バッチは薬局入り口に設置。そのナンバーを使用していることがわかるように訪問バッジのあった場所にはアリバイとして名刺を必ず入れていくこと。
※同時刻に院内に訪問できるMRは1社につき、1名までとする。
MR領域が違う場合においても上記規定は適応する。
3. 事前に医師からの訪問依頼や訪問許可があった場合は、薬局で訪問録に記入後、医薬情報担当者訪問管理システムで入室チェックを済ませた後、アポイント専用訪問バッチ(5個用意)をつけて院内に入ること。
4. 17:00を過ぎての病院入室は禁止。
5. 訪問バッジは18:30までに必ず所定の場所に返却すること。
6. 退室時には、医薬情報担当訪問者管理システムで退室チェックを済ませた後、訪問バッジを指定の場所に返却すること。
尚、訪問バッチを紛失した場合は、紛失者に実費請求する。
※紛失した者が申し出ない場合は、訪問バッジについては補充しない。
※理由がない限り18:30までに必ず退室すること。
※特別な理由等で18:30を越えて院内に居ることがあらかじめわかっている場合は、事前に薬剤部へ申し出ること。

7. 救急センター講堂・多目的室への移動は2階通路より行うこと。
※救急センターへの立ち入りは許可無く行わない事。
※救急センター1階の出入り口は使用しない事。
※退出時においても、2階通路を利用して行う事。
△救急センターエレベーターは患者搬送専用である。
機材等の上げ下げにも使用しない事。
8. **緊急必要時以外の薬局調剤室への立ち入りは禁止。**
※必要もなく薬局内へ出入りしている場合は、病院への訪問を禁止する。
9. **医師、薬剤師の面会時間は別紙に定めた通りとする。**
10. 新規収載医薬品、本院未採用医薬品を新たに紹介したい場合は、必ず事前に、医薬品情報担当まで口頭にて説明を行うこと。その際、製品情報概要2部、インタビューホーム2冊を用意すること。
また、同種同効薬等がある場合は、製剤の比較表等、可能な資料を提示すること。
11. 宣伝許可は薬剤部で与える。
宣伝許可を得ていない薬剤の宣伝は禁止。
許可無く宣伝した場合は当該MRおよびMR所属の会社のMR等一切の来院、訪問を認めない。
宣伝許可については、別紙、宣伝許可申請用紙を用意ので、記入後医薬品情報室に提出すること。許可・不許可は申請後に判断すし、該当製薬会社MRへ結果を通知する。
(2009年4月1日より実施)
12. 本院採用医薬品に関して、剤型・内容の変更、適応症、適応症の追加又は削除、添付文書の内容変更、製造・販売中止が合った場合は、速やかに医薬品情報室まで連絡・説明すること。
可能であればデータファイルでの提供をお願いしたい。
13. 重大な副作用の発現、緊急安全情報の発行があった場合には、至急、医薬品情報室までDI情報として連絡すること。
14. 医師または薬剤師から副作用等が報告された場合、内容を医薬品情報室へ必ず報告すること。
必要に応じて報告書を医薬品情報室へ提出すること。
15. PMS（市販後調査）及び市販後直後調査、副作用調査を行う際は、必ず事前に薬剤部担当者まで連絡する事。
本院のPMS等の契約窓口は薬剤部薬局 相山主任薬剤師である。

調査の結果報告を必ず行う事。

16. 担当者変更の場合は、医薬情報担当者訪問管理システムで速やかに対応すること。
17. 担当交代、上司同行を行う際は、事前に同行申請を必ず行うこと。
当日の同行申請は一切認めない。
同行申請規定に準ずる。(H20. 4. 17)
18. 本院事業管理者に面会の場合は、本院事業管理者面会規定に準ずる事。(H27. 2. 16 改訂)

1～18の項目を厳守出来ないMR、およびその所属製薬会社は一切の訪問を禁止する。

★不明な点は薬剤部まで問い合わせる事！！

市立島田市民病院
薬剤部 薬局・医薬品情報室
平成 27 年 2 月 16 日改訂
平成 23 年 4 月 1 日改訂
平成 21 年 3 月 12 日改訂
平成 20 年 4 月 17 日改訂
平成 20 年 4 月 10 日改訂
平成 19 年 9 月 10 日改訂
平成 19 年 4 月 1 日